

平成 17 年度第 2 回千葉県環境影響評価委員会会議録

1 日 時

平成 17 年 5 月 20 日（金） 午後 2 時 00 分から午後 4 時 17 分まで

2 場 所

千葉県自治会館 6 階大ホール

3 出席者（委員 10 名）

委員会：瀧委員長、石黒副委員長

福岡委員、岡本委員、鈴木委員、岩瀬委員、田畑委員、鍋島委員、長尾委員
内山委員

事務局：環境生活部：米田部長、神子次長

環境政策課：森課長、木村室長、鈴木副課長、矢沢主幹、大竹副主幹、
八木副主幹、熊谷副主幹、松田主査、熊谷副主査

自然保護課：小堀副主幹、門脇副主幹、東島主事

傍聴人：18 名

4 事 案

(1) 委員長及び副委員長の選出について

(2) 成田新高速鉄道線建設事業に係る環境影響評価準備書について（素案検討）

(3) 一般国道 464 号北千葉道路（印旛～成田）建設事業に係る環境影響評価準備書
について（素案検討）

(4) その他

5 議事の概要

(1) 委員の互選により、委員長に瀧委員、副委員長に石黒委員がそれぞれ選任された。

(2) 成田新高速鉄道線建設事業に係る環境影響評価準備書について（素案検討）
別紙のとおり

(3) 一般国道 464 号北千葉道路（印旛～成田）建設事業に係る環境影響評価準備書
について（素案検討）

別紙のとおり

(4) その他

事務局から連絡事項を説明

[別紙]

**成田新高速鉄道線建設事業及び一般国道 464 号北千葉道路（印旛～成田）建設事業に係る
環境影響評価準備書について（素案検討）**

（ 1 ）事務局において資料確認の後、委員長により議事進行

（ 2 ）事務局説明：傍聴人入室後、当該事案に係る環境影響評価準備書に対する素案等について
説明

（ 3 ）質疑等

委 員：付記事項について、県が自然保護をする立場なのに自然公園にこういう事業を行うと
いうことで、事業者である県から準備書が出ているが、さらに何か検討するようにと
いうことか。

事 務 局：事業者が検討するのではなく、県全体の姿勢として今後どうしたらいいか考えるよう
にということ、委員会から県に対して付記事項として述べるというものである。前回、
委員長からどう表現したらいいか聞かれたときに、事務局としては前文に入れると回答
したが、検討した結果、付記事項とする方がよいのではとなり、この形にさせていただ
いた。

委 員：このことは私が申し上げたことである。県立印旛手賀自然公園を通るプロジェクトに
対して、環境への責任を鉄道事業者及び道路事業者だけで広い範囲までカバーできるも
のではない。もともと自然公園を指定した千葉県が、県をあげて、環境、風景の整備を
基本的に考えていかなければならないのではないか。それを付帯意見としてつけていた
だきたいと述べた。もともと良い環境の印旛沼に対して、県はどのようなスタンスで考え
ていかなければならないのか、ちゃんとしてくださいという意見である。

文言に関して、「自然景観」、「風致景観」、「風景」とある。使い分けを明らかにした方
がいい。私の解釈では、もともと持っている素材的なものについては「風景」と使う。
「景観」は造られるものである。統一して、「風景」とはこういうことを指す、「景観」
とはこういうことをさすと、はっきりさせた方がいい。

事 務 局：改善する。

委 員 長：事務局の案としては、公園にかかわる部分とそこを事業として対象にするという部分
は、事業そのものよりも県の姿勢として今後どのように取り扱っていくか、委員会とし
て書けることを付記事項として出す。事業そのものの内容については素案としてまとめ
ていく、ということだがそれでよろしいか。よろしければ、こういう形でもっていくこ
ととする。

資料 3 について、素案と指導の分類はこれでよろしいか。あるいは抜けているところ
はあるか。

委 員：資料 3、「全般にかかわる事項」のアでは、「さらに影響の回避・低減を図るため、地

下トンネル化も含め、再度、環境保全措置について幅広く検討する必要がある。」とある。これが素案の方では具体的に出てきていない。長い時間かけて検討してきたが、環境保全の見地からは問題点がたくさん残った。付記事項の真中あたりで「自然公園内で実施される事業について問題の存在が明らかとなった」というのはそのあたりを指すと思う。いろいろと保全措置を講じても実際には難しい。そうではあっても、いろいろな観点から保全措置をさらに講ずるべきと述べている。それをまとめる難しさがある。

ところどころに「専門家の助言を得て」とある。野鳥の会の意見書の中に、専門家とはどういう人をさすのかというのがあった。これはいろいろと解釈できるので、この言葉を入れることが適当かどうか。この委員会で細かく審議してきて、さらに別に専門家の助言を受けることがどうなのか。

事務局：専門家について、単に学識経験者というだけでよいのか、十分検討していない。検討する。

委員：委員会で時間をかけて審議してきたのに、別の専門家に委ねると印象を与えとどうか。表現をどうするか。

事務局：この専門家とは、実際に環境保全措置を行う場合の専門家という意味である。

委員：趣旨はわかるが。誤解を招くのではないか。

事務局：質問の趣旨は、この事業は何かやろうとすればどれも専門家が必要である、難しい問題がいっぱいあるという点と、アセスの段階では決まっていないところは逐一報告するようにという点か。事業者が専門の人を集めて事業実施上の話として何か付されることはあると思う。ただ、それが本当に良いかどうか心配であり、逐一報告するようにということであれば、そのような条件をつければよいと思う。

もう一点、この素案、地下トンネル化の扱いをどうしたらよいかははっきりわからなかった。その部分の表現は入っていない。この委員会で検討していただいて、方向性が出れば、ある程度主文の中の形も決まってくる。表現上どう扱うかを議論してほしい。2点目は、県が自然公園を管理しており、そこで部分的に事業が行われるが、アセスとは別の立場で何かできないか、という話があり、それを受けて委員長が県にものを申すことも必要かもしれないということで、今回付記事項として出した。意見をつけるかつかないか、つけるとすればどのような内容か、ご検討いただきたい。

委員：今まで細かく検討されてきたが、資料3で「地下トンネル化を含めて検討しなさい」というところがいろいろな場面で出てきているので、何らかの形で反映すべきである。代償措置のヨシ原の造成については、かなり否定的な意見があった。そうしたことから素案の1(1)ア、イについて、不確実性を伴うからどうすべき、風致景観を著しく損ねるからどうすべき、ということを加える必要がある。委員会の意見としてはアセスのそれぞれの専門家の立場で意見を言えばよいのであって、それに対して、事業の再検討を含めて、あるいはそういうことを考慮して事業が実施されればよい。したがって、トンネル化を含めて再度環境保全措置について検討しなさいという文言はどこかに入れるべきである。ただ、地下トンネル化をするかどうかは別の次元と思う。ヨシ原については、造成するかしないかも含めて、もう少し検討するよう文言を入れる必要がある。

委員長：地下化と自然公園、ヨシ原造成と大きく分けて3つの話だろう。自然公園については

付記事項で話を持っていく。地下化とヨシ原の造成について、素案でよろしいか討議してほしい。事務局として地下化という文言を入れなかった話をしてほしい。

事務局：今までの委員会の会議録を検討したが、委員会として一つの方向が見えなかったように思う。はっきりすれば入れることで支障ない。

委員長：地下化にすべき、あるいは地下化も検討すべきということが委員会として方向性がはっきりしないということだがどうか。

委員：地下化については再三議論があって、事業者に地下化にしたらどうなるか検討するよというということで、地下化すると環境への影響は何もなく、コストがかかるとか別の次元での回答しかなかった。地下化すれば表面的には今の環境が守られるから良いという短絡的な発想にもなりかねない。事業者が出してきているのは高架案であり、それに対してどこまで環境を保全できるか、保全できないところはここだからアウトだという審査でない限り難しいのではないか。環境の理由から地下化を再検討しろというのは難しいのではないか。ヨシ原の再生については、知恵を使えばもっといいものができるかもしれないので、さらに深い検討が必要と言ってよい。地下化については、要求しても回答としては経済的な意味でこちらの方が有利だという以上のものは期待できない。それが千葉県民に対して、あの時環境影響評価委員会がそこに目をつぶったと言われるという話ではないと思う。成田空港に接続するのに、金がかかってもしろと言っているともなりかねないので、この段階でできることはどこまでかということをもう一回検討してもらうことが筋ではないか。

委員：この委員会で、地下化、あるいはルートの問題を考えて、環境保全上から、あるいは自然環境保全上からいい方法を検討するよというということで事業者側は検討したが、結果的には何も説明はなかったと理解している。地下トンネル化とはっきりと言わないと事業者はわからないので、事業者の責任者である知事に伝えることは必要と思う。ルートについても、自然公園法上の県立自然公園ということを見ると、その部署で十分検討していないのではないかと思う。トンネル化のことを書いて委員会としてはっきりした方がいい。

委員長：付記事項の中で自然公園の話をしているので、トンネル化もその中に入ってくると思う。もう少しトーンを上げるか検討すればいいのではないか。

委員：前文の方でもいい。

委員長：事務局いかがか。

事務局：前文に入れた場合にどうなるか、入れた形で検討してみる。

委員：その必要はない。

委員長：事務局でトンネル化の意見を入れて、どのような形になるか作成し、それにしたがって付記事項のトーンを強めてみることを検討してみたい。事務局はいかがか。

事務局：鋭意努力する。県の姿勢が問われる内容なのでしっかり検討して各委員に示したい。

委員：環境影響評価委員会は、何を検討して何を答申するという基本的な枠組みは条例で決まっているから、答申はその範囲のことしかできないのではないかと思う。それを逸脱した答申を出すということは、この委員会や委員の見識が問われるので、求められていることに対しきちんと応えればよいと思う。自然公園の管理の仕組み自体に不備がある

なら、そのことに対しては付記事項とか、別の書類でしかるべき人に我々の意見を伝えることが建前ではないかと考える。

今回の環境影響評価の案件については、準備書に書かれている内容について、環境に重大な影響があるかどうか、そこで使われている手法に問題があるか、評価に問題があるかに関して意見があればそれを書くべきであって、地下化が重要だとしたら、なぜ地下化でなければならないのか、つまり橋梁だとどういう環境影響があるから地下化が必要なのかについて、影響の部分を書くべきである。

その影響を緩和するための手段が地下化だとすれば、それは事業者が考えればいいことであって、我々がそれについて言及するべきではないと思う。

委員：この委員会は諮問されたことだけ審議していればいいのかもしい。しかし、千葉県民としてみれば、大変重要な場所なので、きちんと言うべきことは言うということである。

委員長：県の財産として重要だからしっかり考えてほしいということだと思うので、そのことを前文に、委員会の使命を逸脱しない程度に加えたいと思う。

委員：記の1の(1)のアとイについて、各々の語尾は、アは「不確実性を伴うものであること。」イは「著しく…損ねるものであること。」となっている。これについて「トンネル化する。」とは言わないが、「何々の対応を」または「何々を検討しなさい」ということを書かなければいけないのではないかと思う。

委員長：今の意見は後ほど検討するとして、トンネル化の意見を整理することにする。この委員会の権能を逸脱しない形でまとめたいと思うがいかがか。

委員：私としても、千葉県が誇りに思い、財産だと考えている印旛沼をズタズタにしていいるとは考えていない。ただ、計画路線の通過地の一部が県立自然公園に指定されていて、指定されたら県条例で規制もかけられている。規制をかけた責任は誰が取るのか。規制をかけた代わりに補償をして、公園として整備をきちんと行っているのか、という議論にもつながる。したがって、そのことに対する意見は、付記事項で書くべきで、内容としては「当環境影響評価委員会としては、トンネル化やヨシ原の造成等環境保全にかかる意見が多数出てきたので、これを契機に、県においては、美しい県土を醸成する、貴重な自然環境を保全する、優れた自然環境を創出する、そういう観点に立って今後の自然公園について検討すること」というようなことを、県知事に対し言うべきだと思う。それが付記事項の趣旨だと思う。ようするに、美しい県土の醸成を一介の事業者ができるわけがない。そこまで責任を持っていないわけで、それを行うのは県であるから、県に対して意見を言うべきであると考え。だから、このことは前文ではなく付記事項として言うべきだと思う。

委員長：付記事項の扱いは今の意見でよろしいか。事務局は、前文に、計画路線の通過地の一部が県立自然公園であることを一言書き入れることを検討願いたい。

事務局：この委員会は、「知事の諮問に応じて、環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価について知事が必要と認める事項について調査・審議し…」ということから、この案件について審議をお願いしている。そして、「必要と認める事項を答申すること」ということから、必要と認める事項は何かということについて、場合によっては、本案件

については「路線の地下化を検討すること」ということは書くことができる余地はあると思う。「地下化にすること」と書くことは難しいかもしれないが、「検討すること」という内容であれば、委員会としてそこまで必要だとされたら、可能性はあると思う。その他に、知事として自然公園を守ることのスタンスについては、付記事項として検討をしていただければと考えている。

委員長：ただ今の説明についていかがか。「地下化」という言葉を入れることは可能だとのことだが、その点も含めて、事務局で今までの委員会の会議録等をもう一度確認し、今回の事業が自然公園を通るということを明確に前文に書くことを含めて検討してほしい。

事務局：検討する。素案の前文に計画路線が自然公園内を通過することについて触れているが、今一度検討してみる。

委員：2ページ下から5行目について。「事業実施による影響の回避もしくは大規模な代償措置」となっているが、回避というのはルート変更か地下化かということになると思う。大規模な代償措置ということはヨシ原を造成するということになると思う。これは別のことを同時に言っていると思うので、事業者は迷ってしまうのではないかと。

事務局：事務局説明の冒頭でも説明したが、本日審議していただいている答申案の素案は、選択肢が沢山考えられて、今回どれを答申案に盛り込むかという点で、今までの会議録から判断ができなかったのがこのような形になった。ただ今の指摘ではどちらをとるか迷うのではという意見だが、両方を併記したものを意見として述べた後は、事業者が判断すべきものとする。「委員会としては何々が考えられる」ということを示していただければ、それを書きたいと考えている。たくさん書いても問題がないと考えている。

委員長：委員会としては、「何々の選択をして環境の保全をするように検討しなさい」と相手に言うことになる。

委員：委員会としては都合のいい書き方になるのではないかと。

委員長：都合のいい書き方というよりは、選択肢を一つにするのではなく幅広く示して環境の保全を検討してくれということである。

今日は素案であり、まだ時間もあるので色々と検討をお願いしたい。「地下化」と「自然公園」の件は答申案の適切どころに、「地下化」という表現でなくてもいいが何らかの形で入れることにする。付記事項においては、自然公園を今後どうするか、そこでの事業をどうするかについて、もう少し明確にすることにしよう。

ヨシ原については素案で十分か。いかがか。

次に、先ほどの記の1(1)のアとイについて、語尾はこれでよいか。

委員：今までの委員会の意見、今日の委員会の意見を踏まえて事務局で検討してもらえばいい。記の1の(1)に「次に示す事項を踏まえ…幅広く検討すること」となっているので、このままでもいいかと思うが、資料3「検討事項」に色々な意見が書かれているので、それらをもう少し明確に書いた方がいいと思う。

委員：記の1の(1)のアとイの語尾が「何々をしてほしい」という形ではなく言い放しの形になっているが、アについて、「不確実性を伴うものである」ということなら、「不確実性を小さくする努力をなささい」とつまり、「代償措置が本当に効果のあるものかどうか確認した上で実施してほしい」という意味があると思うので、文言としては「不確実性を小

小さくする努力をすること」とし、イについて、「風致景観を著しく損ねる」ということが、「風致景観への影響をなお一層小さくすること、最小にすること」という意図であり、そのための構造が地下化であるということなら、表現としては「風致景観への影響をなお一層小さくすること」と書くべきと考える。

事務局：ただ今の意見を参考に検討・改善したい。

委員長：お願いしたい。全体についてももう一度見直しをお願いする。これで一応検討は済んだかと思うが何かあればお願いしたい。

事務局：ただ今、委員から付記事項の案をいただいたので読み上げる。「当該二路線は・・・問題の所在が明らかとなった。当該事業を契機として、県においては、特に美しい県土の醸成、貴重な自然環境の保全、優れた自然環境の創出という観点から、自然公園内及びその近接地において実施される事業の対応を検討されたい」というものである。これをベースに検討したいと思う。

委員長：他に何かあるか。なければ本日の議論を踏まえ、事務局は答申案を作成し、次回審議をしたいと思う。本日欠席されている委員にも前もって意見を聞き、作成願いたい。

以上で本日の議題の審議を終了する。

以上